

# 第 1 章 基本方針

## 1 消防計画の目的

### 実際に即した「実効性の高い計画」の策定と推進

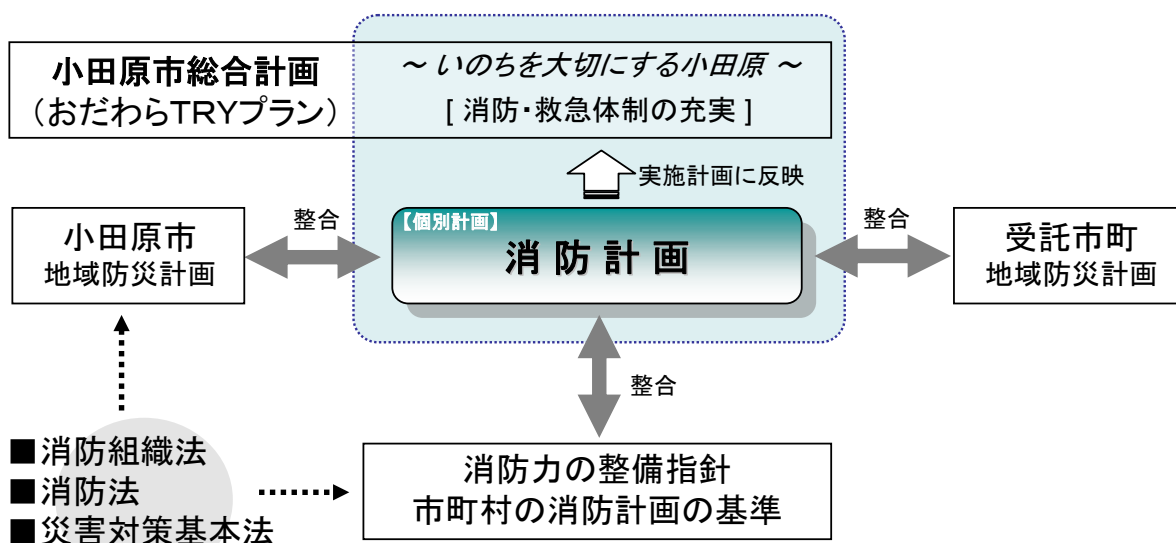
小田原市消防計画（以下「消防計画」という。）は、第5次小田原市総合計画（平成23年度～令和4年度）に掲げる「いのちを大切にする小田原」の実現に向け、社会情勢の将来的な予測を加味しながら、将来の消防体制のあるべき姿を明確にし、課題を中長期的視野で解消し、持続的に施策の展開を図るための消防体制全般にわたる総合的な計画である。

諸課題を解消し、将来の消防体制を実現するためには、すべての職員の意識が同じ方向に向き、組織の持つ力を効果的かつ効率的に駆使して、着実に取り組むことが重要であることから、本計画に基づき、具体化した施策を持続的に推進していくこととする。

## 2 消防計画の位置付け

消防計画は、「新しい小田原市」を実現するための設計図として「小田原市の最高方針」として位置づけられる第5次小田原市総合計画を上位計画とし、消防組織法等の関係法令に基づき、「小田原市及び受託市町の地域防災計画」、「消防力の整備指針」、「市町村消防計画の基準」等と整合性を保つ、小田原市消防本部の根幹をなす計画とする。

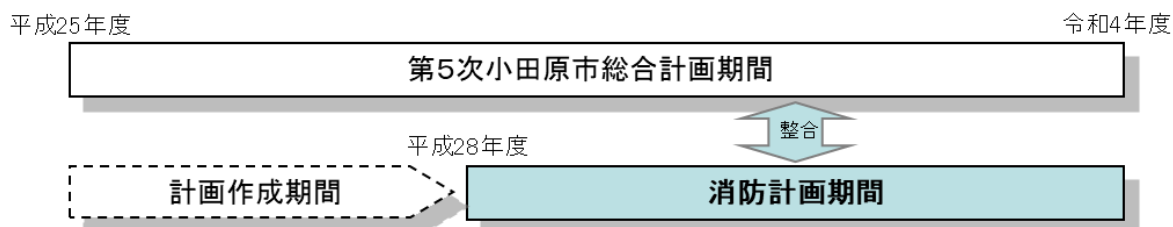
【各種計画関係図】



### 3 消防計画の期間

消防計画は、平成 28 年度から令和 4 年度までの 7 年間を計画実施期間とする。

なお、第 5 次小田原市総合計画の後期基本計画（平成 29 年度から令和 4 年度）との整合を図り、社会情勢や財政状況の変化などに対応するため定期的に計画内容の見直しを行うものとする。



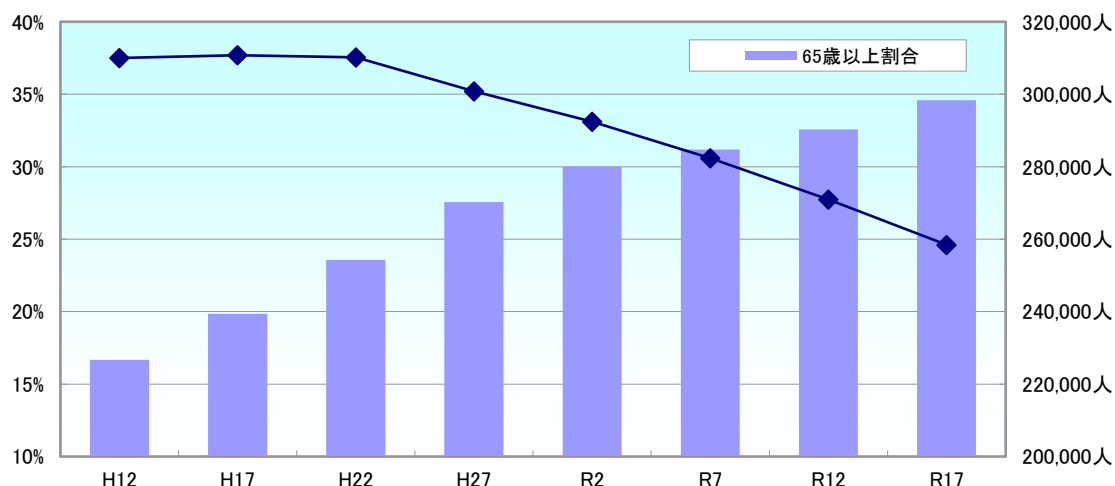
### 4 消防を取り巻く環境の変化

#### (1) 人口推移

日本の総人口は、平成 20 年（2008 年）以降一貫して減少傾向にあり、いわゆる人口減少社会となっている。県西地域の小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町（以下「2 市 5 町」という。）については、一部の町において増加が見られるものの、全体としては、国に先駆けること 10 年以上も早い平成 7 年（1995 年）以降減少が続いているほか、少子高齢化についても同時に急速に進んでおり平成 22 年における 2 市 5 町の老年人口（65 歳以上）の割合については、神奈川県平均を上回っている状況である。

こうした人口減少及び少子高齢化による年齢構成の変化は、生産年齢人口の減少による市町村の財政基盤の脆弱化や、高齢者の増加による救急出動件数の増大など、消防行政の運営にも大きな影響をもたらすことが予測されている。

【総人口・65 歳以上人口割合の推移（2 市 5 町）】



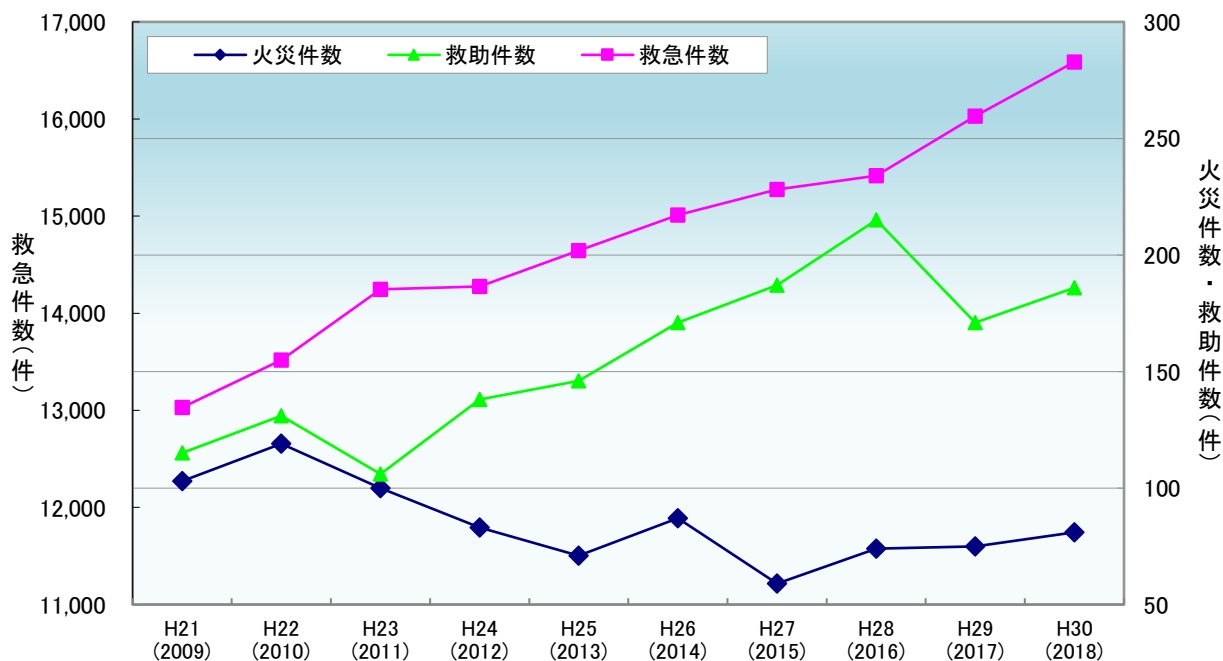
データ：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 消防活動の内容

前述の人口減少及び少子高齢化の進行のほか、住環境を始めとした人々の生活様式の変化、住民ニーズの多様化及び災害の大規模化など、消防を取り巻く環境は大きく変容を遂げており、消防の活動内容にもその影響が及んでいるところである。2市5町においても、救急活動の現場では、前述の高齢者の増加による出動件数の増加のほか、救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、より高度な医療行為を実施するようになったことから、メディカルコントロール体制の充実等による質の確保及び向上が強く求められているなど、業務量の増大のみならず内容も極めて高度化している。

また、消火及び救助活動においては、出動件数に大きな変化は見られないものの、平成23年3月に発生した東日本大震災への緊急消防援助隊の応援派遣等による活動範囲の拡大のほか、建築物の高層化、大規模化、更には大型ショッピングセンター等の大規模集客施設や宿泊施設の増加等により、こうした施設の火災時等における消火及び救助活動や避難行動要支援者の避難対応等へも対処が必要となるなど、都市構造の高度化に伴う災害実態の変化にも十分に対応し得る高機能な車両を始めとした高度な資機材の整備や、高い専門性を有した部隊の配置等が求められている。

【災害出動件数の推移（2市5町）】



### (3) 予防体制

ひとたび災害が発生した際には、被害を最小限に止めるために全力をもって対処することが消防に課せられた責務であることは言うまでもない。しかし、現実的には、全ての災害に対し万全の体制をもって対処することは極めて困難であると言わざるを得ない状況である。

こうしたことから、一般家庭への住宅用火災警報器の設置が義務化されたことなどを含め、防火対象物等への立入検査の実施率及び消防法令違反是正の実行性の向上等、災害を未然に防ぐための取り組みが重要視されているが、財政上の制約から必ずしも満足のいく予防体制が構築できているとは言い難い状況である。

## 5 関係基準及び消防本部の諸計画との整合

### (1) 「市町村消防計画の基準」との整合

「市町村消防計画の基準」（昭和41年消防庁告示第1号）に定められている必要な計画のうち、既に整備されている規程等の状況は、次表のとおりとなっている。新たに規程等の制定が必要となった場合又は改正が必要となった場合には、速やかに制定、改正等を行うこととする。

「市町村消防計画の基準」と当本部の規程等の関係	
市町村消防計画の基準 (消防庁告示)	対応している主な当本部の規程等
1 組織計画 (1)事務機構 (2)災害時の消防隊の編成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小田原市消防本部等設置条例</li> <li>○小田原市消防本部の組織に関する規則</li> <li>○小田原市消防署の組織に関する規程</li> <li>○小田原市消防長の任命資格を定める条例</li> <li>○消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間に関する規程</li> <li>○小田原市消防職員の職の設置等に関する規則</li> <li>○小田原市消防吏員の階級、服制等に関する規則</li> <li>○小田原市消防職員服務規程</li> <li>○小田原市消防職員の勤務時間、休日、休暇等に関する要綱</li> <li>○消防職員の勤務時間の割振り等に関する取扱細則</li> <li>○小田原市消防本部処務規程</li> <li>○小田原市消防本部処務規程取扱要領</li> <li>○小田原市消防署処務規程</li> <li>○小田原市消防団の設置等に関する条例</li> <li>○小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則</li> <li>○小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例</li> <li>○小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例施行規則</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小田原市災害時消防支援隊設置要綱</li> <li>○小田原市災害時消防団支援隊設置要綱</li> <li>○小田原市救急業務規則</li> <li>○小田原市消防警防規程</li> <li>○小田原市消防団災害等活動規程</li> </ul>
2 消防力等の整備計画 (1)消防力等の現況 (2)消防力等の増強 (3)消防力等の更新 (4)施設・資機材の整備点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小田原市消防年報</li> <li>○小田原市消防通信取扱規程</li> <li>○小田原市消防通信取扱要領</li> </ul>
3 調査計画 (1)消防地理調査 (2)消防水利調査 (3)災害危険区域等調査 (4)被害想定図の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小田原市消防職員服務規程</li> <li>○小田原市消防本部処務規程</li> <li>○小田原市消防署処務規程</li> <li>○小田原市消防警防規程</li> <li>○小田原市消防救助隊活動規程</li> </ul>
4 教育訓練計画 (1)教育 (2)訓練 ①基礎訓練 ②火災防ぎょ訓練 ③水災防ぎょ訓練 ④救助救急訓練 ⑤総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小田原市救急業務規則</li> <li>○小田原市消防警防規程</li> <li>○小田原市救急業務等実施規程</li> <li>○小田原市消防職員の訓練時における安全管理に関する要綱</li> </ul>
5 災害予防計画 (1)火災予防指導 (2)火災予防査察 ①査察対象物の指定 ②査察の実施 (3)風水害等の予防指導 (4)広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小田原市火災予防条例</li> <li>○小田原市火災予防条例施行規則</li> <li>○消防法等施行細則</li> <li>○小田原市消防本部火災予防事務処理要綱</li> <li>○小田原市消防本部危険物等事務処理要綱</li> <li>○小田原市防火安全教育・指導のための連動型住宅用火災警報器の譲与手続要綱</li> <li>○小田原市消火器等普及連絡協議会設置要綱</li> <li>○西湘地区雑居ビル防火安全対策連絡協議会設置要綱</li> <li>○消防法等施行規程</li> <li>○小田原市消防本部火災調査規程</li> <li>○小田原市火災予防違反処理規程</li> <li>○小田原市消防本部住民指導に関する規程</li> <li>○小田原市消防本部火災調査規程事務処理要綱</li> <li>○小田原市消防本部住民指導に関する規程事務処理要領</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防法施行規則第4条の2の6第1項第9号の規定により市長が定める防火対象物の点検基準に係る点検要領</li> <li>○小田原市火災予防条例の運用に関する指導指針</li> <li>○消防長が指定する必要な知識及び技能を有する者並びに避雷設備</li> <li>○小田原市消防本部火災予防査察規程</li> <li>○防火基準適合表示制度実施要綱</li> <li>○消防長が定める大規模な屋外催しの要件</li> <li>○小田原市消防本部予防技術資格者の認定等に関する要綱</li> </ul>
<p>6 警報発令伝達計画</p> <p>(1)火災警報</p> <p>(2)その他警報の伝達及び周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小田原市消防警防規程</li> <li>○小田原市消防震災警防規程</li> <li>○小田原市消防水災警防規程</li> </ul>
<p>7 情報計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小田原市消防警防規程</li> <li>○小田原市消防震災警防規程</li> <li>○小田原市消防水災警防規程</li> </ul>
<p>8 火災警防計画</p> <p>(1)消防職員・消防団員の招集</p> <p>(2)出動</p> <p>(3)警戒</p> <p>(4)通信</p> <p>(5)火災防ぎよ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小田原市消防警防規程</li> <li>○小田原市消防通信取扱規程</li> <li>○小田原市消防通信取扱要領</li> <li>○小田原市消防団災害等活動規程</li> <li>○小田原市消防団無線局管理運用規程</li> </ul>
<p>9 風水害等警防計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小田原市消防警防規程</li> <li>○小田原市消防震災警防規程</li> <li>○小田原市消防水災警防規程</li> </ul>
<p>10 避難計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小田原市消防警防規程</li> <li>○小田原市消防震災警防規程</li> <li>○小田原市消防水災警防規程</li> </ul>
<p>11 救助救急計画</p> <p>(1)非常招集</p> <p>(2)出動</p> <p>(3)通信統制</p> <p>(4)医療機関等との協力体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小田原市消防警防規程</li> <li>○小田原市消防救助隊活動規程</li> <li>○小田原市消防通信取扱規程</li> <li>○小田原市消防通信取扱要領</li> <li>○小田原市救急業務等実施規程</li> <li>○小田原市救急業務規則</li> <li>○小田原市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱</li> </ul>

12 応援協力計画 (1)協定機関 (2)応援の方法 (3)資料の交換	○消防相互応援協定(市町など) 11協定
--	----------------------

## (2) 「消防力の整備指針」との整合

近年の社会情勢の変化に鑑み、総務省消防庁告示により、平成17年6月「消防力の基準」から「消防力の整備指針」として、時代のニーズに対応するべく一部改正が行われた。

本消防計画では、消防基盤の整備、充実を計画的に図るため、小田原市及び受託市町を含めた小田原市消防本部管内における地域特性や消防需要を踏まえた、消防署所、人員、車両の配置の基準である「消防力の整備指針」を整備目標として、計画的かつ効率的な消防力の整備を推進する。

## (3) 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、概ね3年毎に見直すものとする。ただし、必要があると認めるときには随時これを修正する。

## 6 基本方針

消防計画の内容については、第5次小田原市総合計画に示された、「目指す姿」、「基本方針」を踏まえつつ、管轄する2市5町における消防の課題解決に向けた具体策や、目指すべき将来像等を明確にし、その実現に向けた取り組みの方向性を明らかにするとともに、一定の目標付けを行う。(⇒目指す姿の見える化)



小田原市消防マスコットキャラクター  
「ファイヤーけしまる」



## 7 施策体系

第5次小田原市総合計画に掲げる「いのちを大切にす小田原」の実現に向け、次の施策体系に沿って、施策の効果的な推進を図る。

【施策「消防・救急体制の充実」体系図】

